

第一編 健康保険法(1)

○健康保険法

(大二一・四・二二)

改正

大二五法三四、昭四法二〇、昭九法

一三昭一四法七四、昭一六法三五、

法五九、昭一七法三八、昭一九法二

一、昭三三法四五、法二〇〇、昭二

三法一二六、法一二七、法二八一、

昭二四法三七、昭二九七、法七

九、法二四、法二九六、昭三六法

七八、昭三八法一二六、法二〇六、

法二〇七法二二三、法二四五、昭

二九法二五、昭三〇法三九、法一

一二、法一六、昭三一法二四八、

昭三三法四二、昭三三法一〇六、法

一二八、法四九、法一九三、昭三

四法一四八、昭三六法一三五、法一

三六、法三二七、昭三七法六七、法

一二三、法一四〇、法一五三、法一

六一、昭三八法六二、昭三九法一五

二、昭四一法六三、昭三二法三六、昭

四一四法六九、昭四五法一三、法一

一一、昭四一法六九、法七六、法八

五、法八九、昭五二、法六二、昭五二

法八六、昭五五法一〇八、昭五七法

八〇、昭五八法八二、昭五九法七七、

昭六〇法三四、法四五、昭六二法一

〇六、平三法八九、平四法五、昭六二

法八九、平六法五、平七法五四、

昭五八政六、昭五九政二六八、昭六

〔編注〕平一八法八三、平一九法三〇の改正規定の未施行分については、一四六〇〇四九頁に新旧対照表で登載してありますのでご参照下さい。

○健康保険法施行令

(大二五・六・三〇)

改正

昭二勅三〇、勅三二〇、昭四勅一四

三勅二〇、昭一五勅三七三、昭一六

三勅三〇、昭三五〇、昭九勅四〇〇、昭

一九勅六四、昭三七法六七、法一

二三、法一四〇、法一五三、法一

六一、昭三八法六二、昭三九法一五

二、昭四一法六三、昭三二法三六、昭

四一四法六九、昭四五法一三、法一

一一、昭四一法六九、法七六、法八

五、法八九、昭五二、法六二、昭五二

法八六、昭五五法一〇八、昭五七法

八〇、昭五八法八二、昭五九法七七、

昭六〇法三四、法四五、昭六二法一

〇六、平三法八九、平四法五、昭六二

法八九、平六法五、平七法五四、

昭五八政六、昭五九政二六八、昭六

○政二八、昭六一政一三五、平元政
一六一、平三政一四八、平四政七八、
政八〇、政三〇〇、平五政一四三、
一一法八七、法一六〇、平一二法一
一一、法四〇、法一四一、平一三
法一〇一、法一四三、法一五三、平
一四法、〇二、法〇三、平一六法
七六、法〇四、法一六〇、平一七
法五〇、法七一、法七七、平一八法
八三(一部未施行)、法八四、平一九
法二三、法三〇(未施行)
平一八法八三、平一九法三〇の改正規定
の未施行分については、一四六〇〇四九頁に
新旧対照表で登載してありますのでご参照下
さい。
施行につき、該当条文末尾に改正文
を登載

○健康保険法施行規則

(大一五・七・一)

改正

昭二内令四〇、昭三内令一二、昭四

内令一八、内令二九、昭九内令三九、

昭一〇内令二九、昭三厚令三二、

昭一五厚令一九、昭六厚令三一、

昭一七厚令五、厚令二〇、厚令五〇、

厚令五九、昭一九厚令一、厚令一八、

昭二〇厚令二四、厚令四八、昭二

厚令一五、昭三厚令九、厚令二

六、厚令四一、昭三三厚令三一、昭

二四厚令二〇、昭三五厚令一二、厚

令一七、厚令三九、昭二六厚令二、

厚令一四、昭二八厚令五七、昭三九

厚令三六、昭三〇厚令二三、厚令二

五、昭三・厚令一二・厚令二六、昭三・厚令九・厚令二九、昭三・厚令一六・厚令三〇、昭三・厚令一三、昭三・厚令三三・厚令四八、昭三・厚令三〇・厚令三五・厚令四六・厚令四七、昭三・厚令一六、昭三・厚令三〇、昭三・厚令三七、昭三・厚令三三、昭三・厚令三二、昭四・厚令二三、昭四・厚令二一、昭四・厚令二三、昭四・厚令二三、昭四・厚令二一、昭四・厚令三一、昭四・厚令二一、昭四・厚令三九、昭四・厚令一、昭四・厚令三九、昭四・厚令五五、昭四・九厚令三・厚令四五、昭五・厚令六、昭五一・厚令二五、厚令三六、昭五・厚令四九、昭五・厚令七一、昭五・厚令四三、昭五・厚令三・厚令六三、昭五・厚令五、昭五・厚令四九、昭五・厚令三五、昭六・厚令二、厚令二一、厚令六二、昭六・厚令三九、昭六・厚令七一、厚令三二、平元・厚令六・厚令一〇、平二・厚令四・厚令一五・厚令三、平四・厚令二・厚令六・厚令二一・厚令二七・厚令三九、平六・厚令六・厚令二七・厚令五五・厚令六・厚令七、平七・厚令一七・厚令一九・厚令三八・厚令五五、平八・厚令四・厚令三五・厚令五八・厚令六〇、平九・厚令五・厚令六一、平一〇・厚令一〇・厚令二四・厚令三二・厚令七一・厚令七八・厚令九九、平二・厚令九一、平一二・厚令四七・厚令五二・厚令八〇・厚令一二・七・厚令一四四・平一三・厚令四・厚令一二・厚令八三・厚令二二・平一・四厚令一四・四・厚劳令二五・厚劳令二七・厚劳

令三三・厚劳令六五・厚劳令一七、平一・五厚劳令一五・厚劳令七一・厚劳令一三五・厚劳令一六五・平一・六厚劳令五五・厚劳令一三三・平一・七厚劳令二五・厚劳令七一・八厚劳令八・厚劳令二八・厚劳令二九・厚劳令三二・厚劳令四六・厚劳令七八・厚劳令一二・厚劳令一二六九・平一・九厚劳令一六・厚劳令二六・厚劳令三四・厚劳令七〇

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関する保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（平一・四法一〇二・全改）
〔参考〕「保険給付」法五三・五六・六
三・一二二・給付の制限」法一二六

● 業務上外の認定に関する連絡調整について
（昭三〇・六・九基発三五九）
労働者又は被保険者の疾病その他の事故に対する業務上外の認定については、慎重に措置されているものと料するが、最近労働者災害補償保險法による災害補償も、亦健康保險法、日雇労働者健康保險法又は厚生年金保險法による給付も受けられず、労働者又は被保険者に多くの不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行なう場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計られたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経同の上処理することとされたいたい。
● じん肺に対する労働基準法及び健康保險法又は日雇労働者健康保險法の適用について
(昭五三・五・二三基発二九〇・保発四四・府保発一八)
じん肺に対する労働基準法及び健康保險法又は日雇労働者健康保險法の適用については、昭

和三七年一〇月一五日付基発第一〇八三号をもつて労働省労働基準局長、厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長の共同通達をしたところであるが、じん肺法の改正（本年三月三一日施行）により、今般これが取扱いを下記のとおり改めたので了知されたい。

記

1 じん肺の症状がじん肺法第四条第二項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）の管理四に該当すると認められるもの及びじん肺管理区分の管理二、管理三又は管理四と決定された者に係るじん肺と合併したじん肺法施行規則第一条各号に掲げる疾病（以下「合併症」という。）と認められるものについては、業務上の疾病として労働基準法による災害補償の対象とすること。
上記1以外のもので療養又は休業を必要とする場合においては、業務上の疾病による療養又は休業として取扱うことなく、健康保険法又は日雇労働者健康保険法による保険給付の対象とすること。

2 医師によりじん肺にかかると診断され療養を開始した後に、じん肺管理区分の管理四又は合併症に該当すると認められた場合は、じん肺管理区分の管理四又は合併症と認められた日（当該管理区分決定の根拠となつて

たじん肺健診を受けた日又は合併症の症状確認の日）の前日までに行つた療養又は休業に対するは健康保険法又は日雇労働者健康保険法による保険給付を行い、当該日以降の療養又は休業に対しても労働基準法による災害補償を行うこと。

◎ 法人の代表者等に対する健康保険の適用について

（平一五・七・一保発〇七〇一〇〇二）

改正 平一六・三・三〇保発〇三三〇〦〇

1 健康保険の給付対象とする代表者等について
被保險者が五人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であつて、一般的の従業員と著しく異なるような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関する保険給付の対象となること。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であつて、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病にいた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法（昭和二二年法律第四九号）上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（昭和二二年法律第五〇号）に基づく保険給付も行われない。

しかしながら、極めて小規模な事業所の法人

の代表者等については、その事業の実態等を踏まえ、当面の措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、小規模な法人の代表者は、一般的には事業経営につき責任を負

い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場はない。

こうしたことでも踏まえ、法第一〇八条第一項の趣旨にかんがみ、法人の代表者等が、業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること。

実例

● 健康保険法に於ける業務上外区別の認定に関する件

（昭二三・一一・五保文発七二四）

問 本年一月二日管内各浜村農業会職員が宿直勤務のため二階建事務所階下八畳宿直室に就寝中、午後二時頃重量約一〇〇貫の屋上積雪が宿直室上部の屋根を破って落下せるため下敷となつて全治約二月半の全身挫傷を受けこれが、療養に要したる労務不能期間（一月二日より四月一四日まで）に対する傷病手当金を請求したものであります。これは、業務上の事由による傷病として取り扱うべきか。御来示の事故発生について、該事務所の堅

牢性の程度及び地方所在地の他の建物等事故発生の有無が不明であつて認定困難と認められるが、積雪という自然現象に因る事故と認められる限度においては、業務上の事故と認められるから了知されたい。

追つて、本件に關する事実の認定については、所在労働基準監督署と御連絡の上処置されたい。

（基本的理念）

第二条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び老人保健制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に關して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受けける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

（平一四法一〇二・全改）

通知

◎健康保険法等の一部を改正する法律等の

施行について

(平一四・九・六保発〇九〇六〇〇二・府保

発四四)

第一 改正の趣旨

急速な高齢化等による医療費の増大等により、医療保険財政が厳しい状況にある中で、今後とも国民が安心して良質な医療を受けられるようにするためには、医療保険制度将来にわたり持続可能で安定的なものとしていくことが必要である。

今回の改正は、こうした基本的な考え方方に立つて、各制度・世代を通じた給付と負担の見直し、後期高齢者への施策の重点化、急速に増大する老人医療費の伸びの適正化、国民健康保険の財政基盤の強化等の所要の措置を講ずるものである。

◎平成一八年度健康保険被保険者実態調査について

(平一八・九・八保発〇九〇八〇〇八)

健康保険制度の健全なる運営を図るための基礎資料を得ることを目的として、別紙「平成一

八年度健康保険被保険者実態調査要綱」により標記の調査を実施するので、格段の御協力をお願いする。

平成一八年度健康保険被保険者実態

調査要綱

1 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、平成一八年一〇月一日現在の政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項の規定による被保険者を除く。以下、「被保険者」という。)並びに、政府管掌健康保険にあつては平成一七年一〇月から平成一八年九月までの間に処理した被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者(以下、「異動した者」という。)とし、組合管掌健康保険にあつては、平成一八年一〇月中に異動した者とする(ただし、任意継続の加入者を除く。)。

(2) 調査客体は、政府管掌健康保険にあつては被保険者及び異動した者とも一〇分の一、組合管掌健康保険にあつては健康保険

3 調査の事項及び調査票

調査の事項は、「平成一八年度健康保険被保険者実態調査調査票」(別添。以下、「調査票」という。)に掲げる事項とする。

4 調査の方法

(1) 政府管掌健康保険に関しては、社会保険庁において業務センターのデータベースから抽出を行う。組合管掌健康保険に関しては、健康保険組合で調査票の記入を行う。

(2) 地方厚生(支)局は、管下の健康保険組合に対し調査が円滑に実施されるよう指導する。

5 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、厚生労働省保険局調査課で行う。

説明〔被保険者資格取得届〕

〈届出を要する場合〉

事業主は、次のいずれかに該当した場合（船員は除きます。）、5日以内に提出を要します。

- (1) 法に定められた事業所および国または法人の事務所が強制適用となったときまたは任意加入するとき。
- (2) 任意包括被保険者の認可を受けて被保険者となったとき。
- (3) 上記(1)、(2)の各事業所で雇入れをしたとき。
- (4) 適用事業所に転勤者があったとき。

〈記載上の注意事項〉

70歳以上であることにより健康保険の被保険者の資格のみを取得する者の届出については、届書名の「健康保険」の文字を○印で囲み、70歳未満の者の届書とは別に作成し、提出します。

- (1) ①欄は、政府管掌健康保険に加入している事業所は、「健康保険被保険者証の記号」を記入してください。
また、健康保険組合に加入している事業所は、「厚生年金保険事業所整理記号」（例、港年「K A C」）を記入してください。
- (2) ②欄は、納入告知書に記載されている事業所番号を記入してください。
- (3) ③欄は、被保険者別に追番号を記入してください。
- (4) ④欄は、戸籍上の氏名を「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- (5) ⑤欄の明1・大3・昭5・平7の文字は、該当する文字を○印で囲み、戸籍上の生年月日を正確に記入してください。

なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。

- (6) ⑥欄は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲んでください。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲んでください。
- (7) ⑦欄は、初めて厚生年金保険の被保険者となったときは「1」を、以前に厚生年金保険の被保険者であった方が、再び厚生年金保険の被保険者となったときは「2」を○印で囲んでください。ただし、70歳以上の方の健康保険のみの資格取得であるときは「70歳以上」を○印で囲んでください。この場合は「1」または「2」の○印の表示は行わず、⑧欄は斜線で抹消してください。

なお、共済組合から公庫等へ出した職員であるときは「3」を、船員年金任意継続被保険者であるときは「4」を○印で囲み、「1」、「2」および「70歳以上」の○印の表示は行わず、⑧欄は斜線で抹消してください。

- (8) ⑧欄は、年金手帳（基礎年金番号通知書を含む）の基礎年金番号を記入してください。

なお、基礎年金番号の通知を受けていないときは、その方が所有している年金手帳の記号番号を「備考」欄に記入してください。

- また、基礎年金番号および年金手帳の記号番号が分からぬときは、最後に加入していた年金制度名、資格喪失年月日および厚生年金保険の場合は事業所名を「備考」欄に記入してください。
- (9) ⑪欄は、都道府県名から「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- (10) ⑫欄は、雇用契約の年月日に関わらず、実際に使用し始めた年月日を記入してください。
- なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。
- (11) ⑬欄は、報酬のうち、臨時に受けるものおよび年3回以下の回数で支払われる賞与以外のもので、通貨で支払われる賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものについて、健康保険法第42条第1項各号または厚生年金保険法第22条第1項各号の規定によつて算定した額を記入してください。
- ⑭欄は、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われるものについて、健康保険法第46条第1項もしくは第2項または厚生年金保険法第25条の規定により、地方社会保険事務局長などの定めた価額によつて算定した額を記入してください。
- ⑮欄は、⑬欄と⑭欄の合計額を記入してください。
- (12) ⑯欄の「健」欄は、⑯欄の額を健康保険法第40条に掲げられている「標準報酬区分表」にあてはめて得られた標準報酬月額を記入し、「年」欄は、⑯欄の額を厚生年金保険法第20条に掲げられている「標準報酬区分表」にあてはめて得られた標準報酬月額を記入してください。
- なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては前に0を記入し、3桁にしてください。
- (13) ⑰欄は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付している方については「有」を、添付していない方については「無」を○印で囲んでください。
- (14) 「備考」欄には、つぎの事項について記入してください。
- (a) 健康保険法第118条第1項各号のいずれかに該当する方については、その旨を記入してください。
- (b) 前に厚生年金保険の被保険者であった方で、最後に被保険者の資格を喪失したのちに氏名を変更した方については、変更前の氏名を記入してください。
- (c) 資格取得時まで引き続いて厚生年金保険の第四種被保険者であった方については、その旨および管轄社会保険事務所名（社会保険事務局事務所名）を記入してください。
- (15) ※印の欄は記入しないでください。
- (16) 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は必要ありません。
- ＜添付書類＞
- (1) 基礎年金番号の記入がある方については、その方が所持している、基礎年金番号の記入のある「年金手帳」（基礎年金番号通知書を含む）または基礎年金番号の記入のある「年金証書」
- 「備考」欄に年金手帳の記号番号の記入がある方については、その方が所持している「年金手帳」

- (2) 被扶養者がある方については、「健康保険被扶養者（異動）届」

＜提出先・通数＞

社会保険事務所または健康保険組合 正副2通

＜様式の根拠＞

則様式第3号 厚保則様式第7号

＜その他参考事項＞

- (1) 船員に関する厚生年金保険の被保険者資格取得届は、船員保険の被保険者資格取得届に併記して行いますので、この届書は必要ありません。
- (2) 平成14年6月から健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届の届書については、磁気媒体(FD、MO)による届出が届出方法の選択肢として追加されました。提出する磁気媒体には、事業所名称、事業所整理記号(「納入告知書 納付書・領収証書」に記載されている記号)等を記載したラベルを貼り付ける必要があります。電子申請による届出も可能です。

＜参考条文＞

法35条、則24条、厚保27条、厚保則15条